

2021年度 SIAA管理責任者講習会・フォローアップ研修会（大阪会場：11/19）Online質問と回答（SIAA事務局）

管理責任者講習会・フォローアップ研修会(大阪会場)に多数の方にご参加いただき、ありがとうございました。Onlineでのご質問に、SIAA事務局として次の通り回答いたします。なお、質問はできるだけ原文をそのまま記載していますが、具体的な製品名等の記載があったケースは、それらを省略しています。また、質問が途中までとなっていて、質問内容がわからないものは省略しています。ご了承ください。

No.	区分	質 問	回 答
1	マーク表示	先ほどの抗ウイルスSIAA表示の件ですが、抗菌SIAA同様にある媒体で全体を記載表示していれば、注意事項の記載はなくてもSIAAマークだけの表示でもOKとの認識でよろしいでしょうか？	その通りです。いずれかの媒体には全ての情報を記載していただくことが必要であり、そうしていただければその他の媒体への表示は基本図形のみでも結構です。但し、その場合でも登録番号も表示すると御社の製品であることが分かりますので、SIAAとしてはそれをお勧めします。
2	表示	SIAAは製品認証システムではないというご説明でした。SIAAマーク登録をした製品の製品紹介の際に「この製品はSIAA認証を取得しています」という表現は適切と考えてよろしいでしょうか。それよりも適切な表現はありますか？	「SIAA認証」の表現でも間違いではないですが、「SIAA登録製品」の方が自主登録・自主管理システムとしてより適切と考えています。
3	試験方法	Zの試験規格では評価しにくい「紙に対しての抗菌抗ウイルス」の試験方法について検討しているとお聞きした（試験機関より）のですが、何か進捗があるようでしたら教えていただけますでしょうか？	紙製品（印刷物）の試験方法に関しては、適切な試験方法がないため、現在、技術系委員会での試験方法の検討を始めたところです。試験方法が開発できれば、SIAA法として用いることを考えており、その際には会員の皆様にお知らせします。
4	認定証	講演ありがとうございます。資料P26に認定証の発行について記載ありますが、これは自動的に送付されてくるものでしょうか。それとも何らかの会員からの申請が必要でしょうか。	事務局で出席を確認した方々に、認定証を送付いたします。会員様から申請していただく必要はありません。
5	薬機法	「自主登録制度と管理責任者の職務」の53ページに記載のウイルス不活化、ウイルスの働きを抑制、殺菌は表記不可とありますが、「不活性化」は表記は良いと以前聞きましたが、それでよろしいですか？	「不活性化」も薬機法上、使用不可とお考え下さい。「不活化」や「不活性化」は菌やウイルスを活動できない状態にすること、死滅した状態にすることを意味しますので、殺菌や滅菌とほぼ同義語と考えられます。
6	資料の取り扱い	差し支えなければ、本日の資料を自身の復習、社内教育、特約店教育、営業の資料（非配布）として活用させていただきたいですが可能でしょうか？	社員教育等にご活用していただくことは、WELLCOMEです。ただし、冒頭でお願いしましたように、WEBやSNS等へのアップはご遠慮ください。
7	無加工試験片	「ウイルスの基礎知識とSIAA抗ウイルス認証制度について」34頁の無加工試験片および試験条件等の取扱いについて。抗菌加工製品、抗ウイルス加工製品共通での説明部分において、「2. 無加工試験片自体に抗菌効果、抗ウイルス効果があり、試験成立条件を満たすことが不可能の場合でも、無加工試験片としてフィルムを用いることは本会では扱わない。」とありますが、どのような意味となるのでしょうか？例えば壁紙の場合として、壁紙素材自体に抗菌・抗ウイルス性がある場合、代替素材としてフィルムに抗ウイルス剤とバインダー樹脂を塗布して評価することが可能ということをSIAAよりアドバイス頂いておりますが、この方法が問題ないのかどうかご教授いただけますでしょうか？	SIAAでの無加工試験片は、加工製品から抗菌剤（抗ウイルス加工剤）のみを除いたものです。即ち、SIAAに製品登録する際には、安全性が分かっている剤（加工剤）有り無しでの比較で基準を満たす必要があり、比較対象としてフィルムを用いることは出来ません。（JIS Z 2801では、無加工試験片が準備できない場合には、フィルムを用いても良いとなっていますが、SIAAではフィルムとの比較では製品登録できません。）壁紙素材自体に抗菌・抗ウイルス活性がある場合、その効果を発現している物質を特定できれば、その物質を抗菌・抗ウイルス加工剤と考え、その物質有り無しで試験していただいても可能です（その剤が安全性基準を満たす必要があります）。

8	抗ウイルス試験	新型コロナウイルスを対象とした抗ウイルス試験は需要が多いと思いますが、依頼から報告書をいただけるまでどれくらいの時間が必要かご教授のほどお願いします。	試験機関によって、またその試験機関の状況によって異なると考えられますが、ある試験機関では2〜3ヶ月位と聞いています。
9	抗ウイルス試験	先程の質問で写真結果の話が有りましたが、どの試験機関でもお願いできるものですか。（無加工品と加工品だけで良いと思います）	各試験機関での対応となりますので、試験機関に直接お問い合わせください。
10	研修資料	ダウンロード資料の中に動画部分がなかったのでもし可能であればPPTでもらえるとありがたいです。	研修会では、ウイルスに関する説明で、参考までに動画を紹介しましたが、誤解を招く恐れがありますので、動画の提供はできません。ご了承ください。期間限定で講習会（フォローアップ研修）の動画を配信しますので、そちらをご覧ください。
11	無加工試験片の処理	「ウイルスの基礎知識とSIAA 抗ウイルス認証制度について.pdf」のP34にてご解説いただきました、無加工品の試験片の処理について、こちらは、抗ウイルス試験のみならず、抗菌試験においても同様に適用される処理となりますでしょうか。	無加工試験片でも効果があった場合の対応として、加熱等の前処理は、抗菌加工製品にも適用できます（無加工品と加工品を同じ条件で処理する必要があります）。抗菌加工製品の場合は、培地濃度（1/500NB）を上げることも一つの考えですが、この場合はJIS Z 2801(ISO 22196)の試験条件から外れますので、ISO番号なしのSIAAマークとなります。タンパク質添加は、抗ウイルス加工製品のみが対象です。
12	非会員のマーク表示	抗ウイルスSIAAマークの表記方法について、非会員の当社顧客がSIAA製品を販売する場合、マークや文言の利用注意点をご相談したいです。	御社の登録製品をそのままの形（御社の製品名）で販売する場合は、OEM確約書を提出していただくことになります。その際は、該製品が御社の製品であることが消費者に分かるような表示（例：製造会社の表示、SIAA登録番号の表示）が必要です。SIAAマークの表示により、消費者が、SIAA非会員会社をSIAA会員会社と誤解しないようにするためです。具体的な手続き等は、事務局にお問い合わせください。
13	食品用器具・容器包装ポジティブリスト	今回の食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度は、金属材料も材質として対象となりますか？	食品衛生法施行令の第一条（法第十八条第三項の材質）に「食品衛生法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。」とあり、金属材料は今回の食品衛生法改正による食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の対象ではありません。但し、食品衛生法第十八条に基づく、厚生省告示第370号（食品・添加物等の規格基準）は従来通り、有効であり、金属材料はそれに基づき確認する必要があります。
14	食品用器具・容器包装ポジティブリスト	新規物質の食品用器具・容器包装ポジティブリストへの取載手続き方法を教えてください。また取載手続きは最終製品の製造メーカーが行うものでしょうか？	現在、リストに対する意見募集をした結果を整理していると聞いています。その意見を反映した新リスト案では新たに掲載される物質があるかもしれません。従って、リストの整理状況を待っていただくのも良いかもしれません。